

(平成24年11月21日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認奈良地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

| | |
|-------------------------------|-----|
| (1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの | 4 件 |
| 厚生年金関係 | 4 件 |
| (2)年金記録の訂正を不要と判断したもの | 2 件 |
| 国民年金関係 | 2 件 |

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B営業所における資格喪失日に係る記録を昭和39年11月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和5年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和39年10月25日から同年11月1日まで
A社に昭和30年12月に入社し平成6年7月に退職するまでの期間、継続して勤務していた。申立期間の被保険者記録が抜けているので、調査して記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係る雇用保険被保険者記録から判断すると、申立人は、申立期間においてA社に継続して勤務していたことが認められる。

また、申立人と同様にA社B営業所及び同社C出張所における厚生年金保険被保険者資格を有する同僚は、申立期間の前後において、勤務地も業務内容も給与の額も変わらなかったため、申立期間についても、その前後の期間と同様に厚生年金保険料が控除されていたはずであると供述している。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

なお、A社C出張所は昭和39年11月1日に厚生年金保険の適用事業所となっていることから、申立人の同社B営業所における資格喪失日を同日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B営業所における社会保険事務所（当時）の昭和39年10月1日の定時決定の記録から、3万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、

明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

奈良厚生年金 事案 1500

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社（B市）における資格取得日に係る記録を昭和38年6月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年6月1日から同年7月1日まで
A社の年金記録において、同社本社から同社B営業所へ転勤した際に、1か月の空白期間があることが分かった。
継続して勤務していたことは間違いないので、調査をして記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人と同時期に勤務した複数の同僚の証言から判断すると、申立人がA社に継続して勤務し（昭和38年6月1日に同社（C市）から同社（B市）に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社（B市）における昭和38年7月の社会保険事務所（当時）の記録から1万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

奈良厚生年金 事案 1501

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格取得日に係る記録を昭和43年10月21日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を3万9,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年10月21日から同年11月1日まで

日本年金機構から連絡があり確認したところ、申立期間は転勤に伴い空白期間が生じたものであることが分かった。継続して勤務していたことは間違いないので、調査して記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係る雇用保険の被保険者記録及び同僚の証言により、申立人がA社に継続して勤務（昭和43年10月21日にC社からA社に異動）していたことが認められる。

また、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除については、複数の同僚は、「保管している給与明細書は無いが、保険料は通常どおり控除されていた。また、会社転籍に伴う休業期間もなかった。」と証言していることから判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

なお、申立期間における標準報酬月額については、申立人に係る昭和43年11月の社会保険事務所（当時）の記録から3万9,000円とすることが妥当である。

一方、社会保険事務所の記録によれば、A社は昭和43年11月1日から適用事業所となっているが、その前は申立期間を含めて適用事業所としての記録が無い。しかし、同社に係る商業登記簿謄本の会社成立日により、同社は

同年 10 月 21 日に設立されたことが確認できるとともに、複数の同僚の供述によると 5 人以上の従業員が常時勤務していたと認められることから、同社は、申立期間当時、厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたと判断される。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間において A 社が適用事業所の要件を満たしていながら、社会保険事務所において適用手続が行われていなかったと認められることから、申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（適用事業所名はB。現在は、C社）における資格喪失日に係る記録を平成元年3月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を13万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和40年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年2月28日から同年3月1日まで
年金事務所から申立期間の被保険者記録が抜けている旨の連絡があった。
申立期間も継続して勤務していたので、調査して記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係る雇用保険被保険者記録、同僚の証言及び同僚が所持している給与明細書から判断すると、申立人は、申立期間においてA社に継続して勤務し（平成元年3月1日に同社からC社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における平成元年1月の社会保険事務所（当時）の記録から、13万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は納付したはずであるとしているが、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらず、事業主が資格喪失日を平成元年3月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年2月28日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は申立人に係る保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 52 年 6 月から 54 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 32 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 52 年 6 月から 54 年 3 月まで

私が昭和 52 年に 20 歳に到達したのを契機に、両親が国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料については、家族全員分と一緒に納付してくれていたと思う。申立期間について未納とされているのは納付できないので、調査して記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 52 年に申立人の両親が国民年金の加入手続を行ったと主張しているが、国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人に対する国民年金手帳記号番号の払出日は 54 年 5 月 7 日となっており、申立人の前後の記号番号に係る任意加入被保険者の国民年金加入状況から、申立人に係る国民年金の加入手続は、同年 3 月又は同年 4 月頃に行われたものと推認でき、申立人の主張と相違しているほか、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出されていた形跡も見当たらない。

また、申立人は、昭和 51 年 4 月から 55 年 3 月までの期間は大学生であったとしていたことから、申立期間の大部分は上記加入手続時期から判断すると、国民年金の任意加入被保険者期間の未加入期間となるどころ、オンライン記録によると強制加入被保険者期間とされており、加入手続時点で遡って国民年金保険料を納付することは可能であったと考えられるものの、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に直接関与しておらず、申立期間の保険料を納付していたとする申立人の両親は既に死亡しているため、保険料の納付状況等が不明である。

さらに、申立人の両親が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

奈良国民年金 事案 1276 (事案 1241 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和 58 年 12 月から 62 年 3 月までの期間、同年 4 月から 63 年 3 月までの期間、同年 4 月から平成元年 3 月までの期間及び同年 7 月から 2 年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 58 年 12 月から 62 年 3 月まで
② 昭和 62 年 4 月から 63 年 3 月まで
③ 昭和 63 年 4 月から平成元年 3 月まで
④ 平成元年 7 月から 2 年 3 月まで

前回の審議結果について、全く承服できるものではない。係争にも耐え得る明確で誠意ある説明及び結論を求める。

i) 「北海道国民年金 事案 2129」について、一定の収入を得たとする説明に不自然な点が無いこと、被保険者名簿の記録の管理に齟齬が見受けられることを理由に免除を否定し、納付したとする本人の主張を認めている。当方の事案もほぼ同様の内容であることから、異なる結論に納得できない。

ii) 国民年金法（現行法）第 90 条第 1 項において、「世帯主又は配偶者のいずれかが次の各号のいずれにも該当しないときは、この限りではない。」として、世帯主及び配偶者の両方ともが第 1 号から 5 号までのいずれかに該当することを求めているにもかかわらず、世帯主が免除申請を行い、配偶者が免除申請を行わないということは通常あり得ないこと、「5. その他保険料を納付することが著しく困難であるとき。」は、自然災害により損害を受けたとき及び失業により保険料納付が困難なときなど限定的に列挙されているが、申立期間当時、それらの自然災害が無かったことは歴史的に明らかである上、失業していなかったことも確定申告書において明らかであること、全額免除の期間が数年にわたっていることから、免除の^り手続を数年繰り返したこととなるが、何かに罹災した等同様の事情が継

続していたとは余りにも不自然であることから、全額免除の手續に過失があったものとして、納付していたものと認めるべきである。

iii) 当時、各種税金等に未納は無く、申立期間④について、過年度納付書が作成されたとすれば、その納付書により納付していたと考える方が自然である。杜撰^{ずさん}な手續を行っていたことが容易に想像でき、未納の手續に過失があったものとして、納付していたと認めるべきである。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) 「妻が銀行窓口で毎月夫婦二人分の国民年金保険料をまとめて納付していた。」と主張し、昭和59年から平成元年までの分の確定申告書(控)が提出されたが、当該確定申告書に記載された一人分の国民年金保険料は、申立人の妻の分であるとするのが自然であり、これをもって申立人の申立期間に係る国民年金保険料の納付を裏付けるものとは認め難いこと、ii) 申立人に係る国民年金被保険者台帳によると、昭和58年12月の欄に、「申免90-5」の印影が確認できるところ、日本年金機構事務センターでは、「これは、申立期間当時の国民年金法第90条第1項第5号に定める『その他保険料を納付することが著しく困難であると認められるとき。』に該当する場合に押印されるものであり、申立期間当時は、被保険者から免除申請があった場合、何か特別な理由により家計から保険料を拠出することが困難であると認められた場合は、在職しているか否かは関係なく特例で免除が承認されていた。」としていることから、申立人からの免除申請手續が無いにもかかわらず、免除の事務処理が複数回にわたって継続するとは考え難いこと、iii) オンライン記録によると、平成3年3月11日に国民年金保険料の過年度納付書が作成されていることが確認でき、申立人の納付記録を踏まえると、当該納付書はこの時点で未納とされていた申立期間④に係るものと推認される上、金融機関で納付した記録が同一人物に対して複数回漏れ、行政側が管理ミスに気付かず事務処理の誤りを長期に及んで継続することは考え難い等として、既に当委員会の決定に基づき平成24年3月22日付けで、年金記録の訂正は必要とまでは言えないとする通知が行われている。

今回、申立人は、前述の審議結果について、全く承服できるものではないとして、申立期間①及び③について、i) 「北海道国民年金 事案2129」と当方の事案はほぼ同様の内容であることから、異なる結論に納得できない、ii) 申請免除について、不自然な点が重なることから申請免除の手續に過失があったものとして、納付していたものと認めるべきであると主張している。

しかしながら、第三者委員会においては、各事案それぞれ個別の事情について、調査・審議の上決定するところ、「北海道国民年金 事案2129」については、免除の記録があるものの、行政側の資料に修正の跡や記録管理の不

備等年金の記録の真実性を疑わせるような記録内容の不自然な矛盾が確認できるが、申立人に係る国民年金被保険者台帳には、申請免除を意味する「申免 90-5」の印影が確認でき、加筆や修正の跡など不自然な点は見られない。

また、当該申立期間に係る申請免除について、申立人が主張する国民年金法第90条第1項第5号に定める『その他保険料を納付することが著しく困難であると認められるとき。』の認定基準は、現行法（平成14年4月改正）によるものであり、申立期間当時においては、前回の通知文に示すとおり、何か特別な理由により家計から保険料を拠出することが困難であると認められた場合は、在職しているか否かは関係なく特例で免除が承認されていたことから、これらをもって申請免除の手續に過失があったものとは認め難い。

さらに、申立期間当時の国民年金法第90条第1項では『ただし、世帯主又は配偶者にこれを納付するについて著しい困難が無いと認められるときには、この限りでない。』と定めており、日本年金機構事務センターでは、「夫婦が同時に免除される場合だけでなく、夫婦のうち一方の経済状況によっては、一方の免除が認められないケースもあることを指しており、当時の年金制度を考慮すると、夫婦のうち夫が免除で妻が納付済みであることはさほど不自然ではない。」と述べている。

また、申立期間④について、申立人は、平成3年に過年度納付書が作成されたならば、当該納付書により申立期間④に係る保険料を納付していると考え方が自然であると主張しているが、提出された同年分の確定申告書（控）の社会保険料控除欄には、国民年金の支払保険料として、二人分の同年1月から同年12月までの国民年金保険料及び国民年金基金の掛金の合計相当額が記載されており、少なくとも当該申告書（控）からは申立期間④に係る国民年金保険料を当該年に過年度納付した事実は確認できない上、このほかに申立人が申立期間④の国民年金保険料を過年度納付していたことを示す関連資料は無く、申立期間④の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

以上を踏まえると、今回、申立人が申し立てた内容には、当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。